

## 第一章 区立施設の現状と将来見通し

### 練馬区の特徴

- ▶ 総人口は将来的に緩やかに減少する見込み。高齢者人口は増加。
- ▶ 都市計画上、高い建物が建てられない。

### 区の施設の現状

- ▶ 約690施設のうち、延床面積の54%は学校施設である。
- ▶ 老朽化が進行しており、大規模改修や改築が必要な時期を迎える。

### 維持・更新に係る経費と財政負担

- ▶ 今後、改修・改築に年間約215億円が必要と試算。過去10年間の実績(年間約52億円)を大きく上回る。

区立施設の総合的なマネジメントが必要

## 第二章 区立施設マネジメントの方針

### 区立施設マネジメントの目標

- 目標1** **リアルな区民ニーズに応えるサービスを実現します**
  - ・従来の施設の設備や機能にとらわれず、柔軟な発想で見直し、区民ニーズに応えるサービスを実現
  - ・民間の力を積極的に活用
- 目標2** **持続可能性を確保します**
  - ・区の施設として必要かどうかを精査し、真に必要な機能・規模に
  - ・未来の世代との負担の均衡に配慮
  - ・税と利用者負担のバランスを見直し
- 目標3** **安全で利便性の高い施設にします**
  - ・耐震性をはじめ、安全性の確保を最優先に
  - ・誰もが使いやすいユニバーサルデザインの施設に
- 目標4** **まちづくりと一体的に取り組みます**
  - ・駅の周辺への施設の集約や、みどりと施設が融合したまちの魅力の向上など、まちづくりと一体的に施設を整備
- 目標5** **区民参加と協働によるマネジメントを進めます**
  - ・施設のあり方を区民の皆さんとともに考え、運営についても協働をさらに推進

### 目標実現のための4つの方針

#### 施設配置の最適化方針

##### 手法1 機能の転換

相対的に需要が低い機能は廃止・縮小し、生じたスペースは新しい行政需要に応える機能への転換などにより有効活用  
有効活用の可能性が低い場合や大きな改修を行わないと活用できない場合は、貸付や売却を検討

##### 手法2 統合・再編

同種あるいは類似の施設が重複している区立施設は、施設の配置バランス・箇所数などを考慮し、統合・再編

##### 手法3 複合化

大規模改修や改築の際には、周辺施設や新たな区民サービスの機能との複合化を必ず検討

#### 維持・更新の方針

##### 施設の目標使用年数を80年とします

築50年を用途に、施設状況に基づき長寿命化の適否を判断し、適するものは築60年を用途に改修を行い、目標使用年数を80年に

##### 施設の改修メニューを絞り込みます

改修の際は、施設機能を維持するために必要な項目のみに絞り込んで工事を実施

##### 新築・改築時には施設規模を精査します

施設の機能を確保するための必要最低限の規模を精査し、改築の際は原則として現状以下の規模で整備

#### 運営の方針

区が直接担うべき業務は引き続き直営とし、民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本に、委託や民営化を推進

#### 適正負担の方針

他自治体や民間施設の状況、維持・運営経費などをもとに使用料等の見直しを検討

### リーディングプロジェクト

#### ① 出張所の廃止と別機能への転換

出張所を廃止し、跡施設は高齢者相談センター支所や図書館資料受取窓口、街かどケアカフェなどとして活用

#### ② 高野台運動場用地における病院と福祉園の整備

高野台運動場を廃止し、病院の誘致、石神井町福祉園の移転・定員拡大に活用

#### ③ 地域施設の再編

児童館、敬老館、地区区民館、地域集会所を、改修・改築等の機会をとらえて徐々に転換し、新たな地域施設を概ね中学校区に1か所配置

#### ④ 旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校の統合・再編

過小規模となっている旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校を、小中一貫教育校へ再編

#### ⑤ 北保健相談所移転と周辺施設の集約

北保健相談所を利便性の高い場所へ移転・改築し、あわせて周辺の老朽化した施設を複合化

## 第三章 施設種別ごとの方針

庁舎、文化・生涯学習施設、高齢者福祉施設、小中学校など施設種別ごとの「10年後を見据えた方針」

## 第四章 区立施設マネジメントを推進するために

### 安全管理・点検

- ・法令やマニュアルに基づき予防保全のための点検を実施。
- ・点検結果により施設の不具合の兆候を把握し、改修メニューを適切に判断。

### 区立施設マネジメントの推進

- ・この計画に基づく施設マネジメントの推進体制を整備。
- ・建築安全の取組を踏まえ、区立施設台帳システムにより適切かつ効率的に施設を維持・保全。
- ・法令順守を徹底し、適切な施設整備を行うため、専門技術や法務の研修を実施。
- ・平成29年度に、区民の皆様や外部有識者等の意見をもとに5か年の実施計画を策定。